

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度（年度末実績）				
大区分	中区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○生活機能の低下リスクの割合では認知機能の低下、転倒リスク、うつ傾向ありの割合が高い。 ○介護が必要な状態を防ぐために教室や相談の開催が必要。	○一般介護予防事業の実施	・介護予防教室、地域の健康相談・健康教育をおこなう。 (R3) (R4) (R5) 実施回数 143 142 142 延参加者数 1945 2065 2145 ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援をする。 (R3) (R4) (R5) 支援団体数 18 20 21	介護予防教室や運動教室、老人クラブや地域の健康相談・健康教育の実施。 実施回数 139 延参加者数 1184 地域活動組織の育成・支援のためサロンや介護予防自主団体への運営支援を実施。 支援団体数 22	○	コロナ禍であったが、感染対策をしながら実施することができた。地区組織活動では運営を支援することで新規の団体が増えている。	長期間のコロナ禍で閉じこもりがちになっている高齢者が増加していると思われるため、身体機能が向上するような教室を実施していく。また、より多くの方が参加できるように各事業の周知に努める。
①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	○高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域住民やボランティア、地縁組織など多様な主体が、地域で助け合い、高齢者を支えていく体制づくりを推進する。	○生活支援協議体の設置 ○生活支援コーディネーターの配置及び就労的活動支援コーディネーターの配置の検討	・協議体の設置 協議体設置数 R3 R4 R5 1か所 2か所 3か所 ・生活支援コーディネーター R3 R4 R5 1人 1人 1人	生活支援協議体会議を開催し、情報共有、町の課題や実情等の話し合いをおこなった。 生活支援コーディネーターが、コロナ禍で制限がある中、居場所作りの相談・打診等や設置済みの地域に対してのフォローなど各地域を訪問した。	○	コロナ禍で活動制限があった中、各地域を訪問し、相談フォローアップ等を実施することができた。	生活支援協議体会議時に、空家問題等が課題としてあげられた。地域での課題解決のために、講習会などを開催し、地域住民やボランティアなどの多様な主体が、課題解決を目指し、地域で高齢者を支えていく体制づくりを目指す。
①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	○生活機能の低下リスクの割合で認知機能の低下の割合が高い。 ○在宅介護実態調査にて現在抱えている傷病で認知症の割合が高い。	○認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識の普及をするため認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーターの養成や認知症ケアパスの普及・認知症カフェ・サロンの設置・通いの場の整備をおこなう。	認知症サポーターステップアップ講座を実施しチームオレンジ結成に向けて話し合いをおこなった。認知症カフェ・サロンや通いの場を設置し継続的に運営できるよう支援をおこなった。認知症ケアパスを窓口に設置し、普及に努めた。	○	コロナウィルス感染状況をみながら事業を実施することが出来た。	認知症サロンについては、参加者が固定化しているため新しく参加しやすい環境作りが必要と思われる。チームオレンジのメンバーと内容の見直しを行っていく。
②介護給付適正化		○介護保険被保険者数は横ばいに推移しており、認定者数は微増、介護給付費はほぼ横ばいで推移している。 ○介護サービスを必要とする方を適正に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度を構築するためにも、給付費の適正化に取り組んでいく必要がある。	○適正化主要5事業である「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」に加え、「実地指導事業」も実施する。 ※R2は実績値、R3以降は目標値	(R2) (R3) (R4) (R5) ・要介護認定に係る書面審査の割合(%) 100 100 100 100 ・ケアプランの点検事業所数(事業所) 0 1 1 0 ・住宅改修等の点検件数(件) 13 15 15 15 ・医療情報との突合・縦覧点検をしている割合(%) 100 100 100 100 ・介護給付費通知回数(回/年) 2 2 2 2 ・実地指導実施事業所数(事業所) 0 3 3 1	○介護認定の適正化 要介護認定に係る認定調査の内容について書面の審査を通じて点検し、適正かつ公平な要介護認定の確保を図った。 ○ケアプランの点検 介護支援専門員が作成したサービス計画(ケアプラン)の記載内容について、不適切なサービス提供がないか点検を行った。 ○住宅改修等の点検 住宅改修等を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図った。 ○医療情報との突合・縦覧点検 医療保険情報との突合点検、介護報酬支払情報の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求等を排除するよう試みた。 ○介護給付費通知 受給者に介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知することで、適切なサービスの利用と提供並びに普及啓発を図った。 ○実地指導事業 関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本に実地指導を実施し、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図った。	○	「介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」については、計画通り実施することができた。また、「ケアプランの点検」、「実地指導事業」は計画より多くの事業所で実施することができた(ケアプランの点検:計画値1→実績値7、実地指導事業:計画値3→実績値7)。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請者の自宅に向いてチェックする「住宅改修等の点検」はほとんど実施することができなかった。 ○今後は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行されたこともあることから、積極的に介護給付適正化事業に取り組み、より一層、適正な給付を目指していく。	